

議 事 録

1. 日 時 令和8年6月25日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 監査委員室 西庁舎4階

3. 出席委員

1 番 山崎 由紀浩	2 番 寺嶋 実	3 番 中島 繁樹
4 番 山本 建樹	5 番 立花 吉廣	6 番 藤田 哲夫
7 番 池田 賢治	8 番 竹内 博之	9 番 橋本 誠二
10 番 藤田 正子	11 番 山端 昌明	12 番 村上 和義
13 番 荻野 俊明	14 番 荻野 啓司	

以上 14名

4. 出席推進委員

井上 廣文	水田 秀樹	田中 伸一
西海 邦雄	石井 義久	荻野 雅章

以上 6名

5. 事務局

松浦事務局長 岸本係長 宮本事務職員

以上 3名

6. 議 事

議事内容

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと
議案第19号 農地法施行規則第29条第1号の規定による証明願審議のこと
議案第20号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと
議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと
報告第16号 使用貸借解約の通知報告のこと
報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第37回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、14名の出席ですので、農業委員会に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが

10番 藤田 正子 委員

11番 山端 昌明 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願いします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が5件、報告が3件です。

はじめに「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。ただし、3番につきましては、全部耕作要件の関係で、議案第19号の案件が承認されない限り審議できませんので、後に審議を行います。

事務局、1番、2番についてのみ説明をお願いします。

事務局職員： ― 議案を朗読説明する ―

山本議長： 一昨日の小委員会で、現地調査をしていますので、1番の土地から報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第17号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおり、大久保インターの辺りです。現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、一昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山本議長： 次に2番の土地の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、2番の土地について報告します。

議案第17号の2番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおり、新幹線、赤根川が交差するところです。現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、一昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

― 沈 黙 ―

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することに異議ありませんか。

― 「異議なし」の声あり ―

山本議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」の1番及び2番は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ― 議案を朗読説明する ―

山本議長： 今月は2件の申請がありました。
一昨日の小委員会で現地調査をしていますので、1番の土地から報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第18号の1番の土地の位置は、現地調査図4ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。設定する権利の種類は、賃借権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、上段の土地については、農地等の集団規模が10ヘクタール以上であることから第1種農地です。下段の土地については上下水道埋設道路の沿道の区域にあり500メートル以内に二つ以上の教育施設・医療施設その他の公共施設等があるので第3種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な申請書類も整っており、一昨日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山本議長： 次に2番の土地の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、2番の土地について報告します。
議案第18号の2番の土地の位置は、現地調査図5ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。設定する権利の種類は、使用貸借権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、農地等の集団規模が10ヘクタール以上であることから第1種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な申請書類も整っており、一昨日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 2、3質問させてください。4ページの地図にある雑種地を含めた転用になりますが、1721―1の土地の面積はどれくらいありますか。

事務局職員： 548㎡です。

〇〇委員： 駐車場は何台停められますか。

事務局職員： 44台です。

〇〇委員： 議案書の中で事業計画〇〇〇㎡のうち〇〇〇㎡転用と記載してもらえたらわかりやすかったかと思います。

事務局職員： 今後このようなケースがありましたら、そのようにします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 永久転用ということですが、地目は雑種地になるんですか。

事務局職員： 飲食店ができますので、おそらく宅地に地目変更されると思われます。

〇〇委員： 賃借権を解約した場合、どうなりますか。

事務局職員： 地目変更しなければ農地のままです。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 祖父の土地に孫が建てる。ひ孫でも可能ですか。

事務局職員： 世帯分離して要件に該当すれば可能と思われます。詳細は事業計画書を基に、開発審査課等建築部局が妥当かどうかを審査します。

山本議長： ほかにご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 2番について、分筆後の2つの残地は農地として利用されるのでしょうか。

事務局職員： 残地は祖父が農地として利用されると思われます。

〇〇委員： 初めから利用計画を一部付けてもらったら、わかりやすかったと思います。

事務局職員： そのようにしていきます。

山本議長： ほかに、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会ですることにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第19号 農地法施行規則第29条第1号の規定による証明願審議のこと」を議題にします。

事務局説明をお願いします。

事務局職員： ― 議案を朗読説明する ―

山本議長： 今月は、1件の証明願がありました。

一昨日の小委員会で現地調査を行っていますので、その報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第19号の1番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりで、土地の所在、利用状況など証明願の記載内容を確認しました。現地の状況ですが、農業用倉庫が設置されていました。

一昨日の小委員会では、農地法施行規則第29条第1号に沿うものであり、良からうとのことでしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。

ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 農業用倉庫はいつ頃建てられたのでしょうか。

事務局職員： 平成19年9月に建てられました。

山本議長： ほかに、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本証明願について、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

― 「異議なし」の声あり ―

山本議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第19号 農地法施行規則第29条第1号の規定による証明願審議のこと」は、承認することに決定しました。

山本議長： 次に、議案第19号が承認されましたので、あらためて議案第17号の3番を議題にします。

事務局説明をお願いします。

事務局職員： ― 議案を朗読説明する ―

山本議長： 一昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、3番の土地について報告します。

議案第17号の3番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりです。現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も整っており、一昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山本議長： それでは、3番について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
3番について、本許可申請を当委員会ですることに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」の3番は許可することに決定しました。

山本議長： 次に、「議案第20号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと」を、議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 明石市長より農用地利用集積等促進計画案への意見を求められています。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積等促進計画案について、異議なしと回答したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第20号 農用地利用集積等促進計画案承認のこと」については、本案のとおり承認することに決定しました。

山本議長： 次に、「議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」を、議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月の案件は、1 件です。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本証明願について、当委員会で承認することに「ご異議」ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」は、承認することに決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。「報告第16号 使用貸借解約の通知報告のこと」について「報告」を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： 今月は、1 件の通知がありました。
これについて、何かご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご質問もないようですので、「報告第16号 使用貸借解約の通知報告のこと」は、以上で報告とします。

山本議長： 次に、「報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： ただ今、「報告第17号」「報告第18号」の2件の報告事項につき一括して報告がありました。
それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 報告第16号ですが、仮に借人が耕作放棄状態になった場合、貸人が強制的に解除することは可能ですか。

事務局職員： 中間管理機構が貸人・借人双方と契約を締結していることから、中間管理機構が契約に基づいて判断することになると思います。いきなり解除ではなく、指導するのではないかと思います。

山本議長： 期限をきるということはあるのでしょうか。

事務局職員： 具体的な契約内容について、事務局では把握しておりません。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 農地パトロールでかなり指導が入った田んぼだと思います。借人の方がほかにも借りたいとおっしゃっていましたので…まずは現状借りている農地をちゃんとしなさいということでした。

山本議長： ほかにありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 9ページの報告18号の議案2番です。
地域共生型複合施設とは具体的にどのような施設ですか。

事務局職員： 児童発達支援、放課後等デイサービス、就労支援B型、カフェ、自習室等を計画されているようです。

〇〇委員： 庭0.02㎡というのは形はあるんですね。

事務局職員： 公図上、ほぼ点のような形ですがあります。

山本議長： ほかに質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
これで、「第37回明石市農業委員会」を閉会とします。

(午後3時10分終了)

※ 小委員会

令和8年6月23日（火）

午後2時00分～

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 藤田(正)委員 藤田(哲)委員 橋本委員 荻野(啓)委員 山端委員

・事務局

松浦事務局長 岸本係長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 藤 田 正 子

署 名 人 山 端 昌 明